

**Info**  
**豊山町きれいなまちづくり  
条例施行**

令和4年10月1日から豊山町きれいなまちづくり条例が施行されました。

この条例は、町、町民等、事業者及び土地所有者等の役割を定め、協働によるきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

また、ごみのポイ捨て防止、犬の適正飼養について規定し、美化意識の一層の向上を図ります。町と皆さまとの協働で、豊山町をよりきれいなまちにしていきたいでしょう。

**〇処分規定**

ポイ捨て防止規定または犬の適正飼養規定の違反者への対応として、町は指導・助言、勧告及び命令ができることとしています。

**〇条文及び逐条解説**

本条例の条文及び逐条解説については、町公式ホームページにて全文を公開しております。

<https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/seikatsu/1004933.html>

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎28・0916

**Info**  
**浄化槽の法定検査・保守  
点検・清掃はお忘れなく**

県では、10月1日の浄化槽の日を含む10月を「浄化槽強調月間」と定め、環境

保全と公衆衛生の向上に努めています。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となります。

浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

**◆法定検査**

毎年1回、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関のみが行なうことができます。

▼申込み(社) 愛知県浄化槽協会

☎052・481・7160

**◆保守点検**

定期的に保守点検を行わなければならないません。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。

**◆清掃**

毎年1回以上の清掃が必要です。浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者のみ委託できます。

▼申込み 豊衛工業(株) ☎28・0524

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎28・0916

**Info**  
**愛知県クリーン排水月間**

県では、毎年10月を「クリーン排水月間」と定めています。川や海をきれいに保つため、生活排水対策にご協力くだ

さい。

**◆水に流す前**

料理は食べきれぬ量を作り、目の細かい水切りネットを使ってください。

**◆たくさん使っても洗浄力は同じ**

洗剤は正しく計って使ってください。適量以上に使用しても、川や海をよごしてしまいます。

**◆流さない工夫**

使用済みの油は、凝固剤で固めたり、古新聞などに吸わせたりした後に可燃ごみとして捨ててください。食器や鍋についた油などの汚れは、ゴムベラ、古新聞などでふき取ってください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

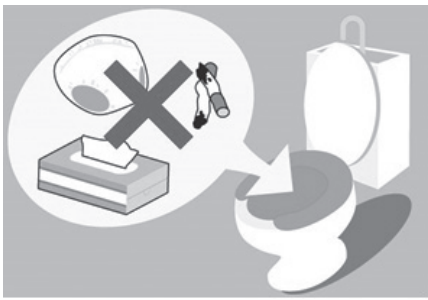
☎28・0916

**Info**  
**トイレに異物を流さないで!**

トイレに異物(ティッシュペーパー、紙おむつ、パンティーストッキング、タバコ等)を流すと詰まりや故障の原因となります。トイレには、「水に溶ける紙」以外は流さないでください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎28・0916



**10/1~**  
**し尿汲取り券価格改定**

10月1日汲取り分からし尿処理手数料(し尿汲取り券販売代金)を改定しました。

これに伴い、10月1日以降に汲み取った分については、古いし尿汲取り券は使えなくなりしますので、し尿汲取り券販売店で差額を添えて交換して頂くこととなります。交換方法は、次表の2通りに限らせていただきます。なお、換金や、現金でし尿汲取り業者に支払うことはできません。ご注意ください。

▼交換時期 10月1日(土)以降

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎28・0916

古い券		新しい券	
旧36リットル券 (250円券・青色券)	+	現金 50円	→
旧18リットル券 (125円券・ だいたい色券)	+	現金 25円	
			新36リットル券 (300円券・緑券)
			新18リットル券 (150円券・赤色券)